

日本語教育総合調査業務委託実施要項

令和6年4月1日
総合教育政策局長決定
令和7年10月8日一部改正

1 趣 旨

我が国に在留する外国人の増加に伴い、国内における日本語教育の対象者も、留学生、外国人研修生など専門的な日本語を学習する者のほかに、定住者や日本人の配偶者など日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増えてきている。

このため、国内における外国人に対する日本語教育について多様な視点から総合的に調査・分析し、今後の日本語教育の在り方を検討する上での基礎資料とするため、本調査を実施するものである。

2 委託業務の内容

文部科学省は上記1の趣旨を実現するため、以下の調査の実施を委託する。

- (1) 日本語教育の総合的な推進に必要な調査
- (2) その他付随する業務

3 業務の委託先

文部科学省は以下の団体に業務を委託する。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、次のアからエの要件を満たしている団体
 - ア 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - イ 団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体等の本拠としての事務所を有すること。
 - オ 団体等の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

4 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体に対し業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費(賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗

品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費)を委託費として支出する。

- (2) 文部科学省は、受託団体が本契約の定め違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約を解除すること又は経費の全部もしくは一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了(廃止等)の報告

受託団体は、業務が完了したとき又は文部科学省から廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から10日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託業務完了報告書について照合(必要に応じて行う現地調査を含む。)を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の実施の過程で知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、別途に定めるところによる。